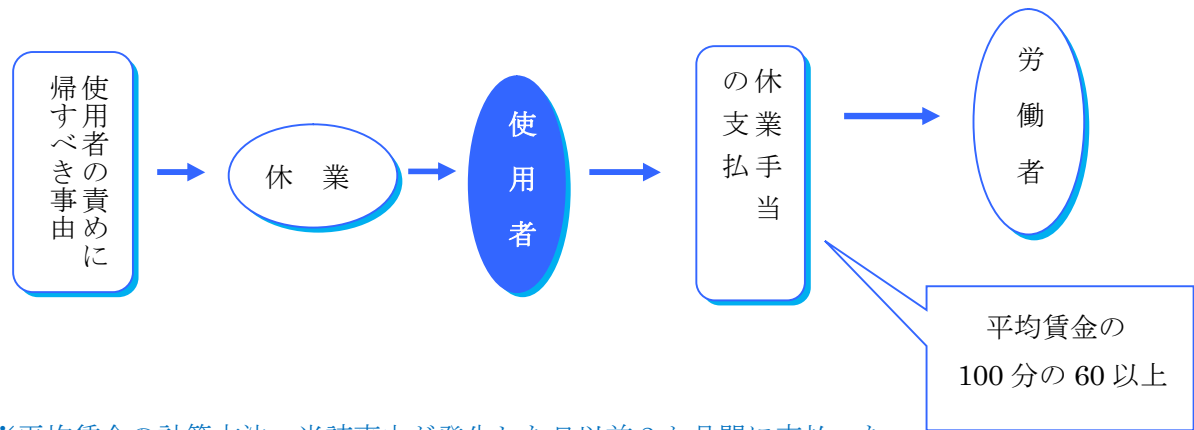


## 休業手当（法第26条）

使用者の責めに帰すべき事由により労働者を休業させた場合、休業させた所定労働日について、平均賃金の6割以上の手当（休業手当）を支払わなければなりません。



※平均賃金の計算方法：当該事由が発生した日以前3か月間に支払った賃金の総額をその期間の総日数（暦日数）で割ることにより求められます。（第12条平均賃金の定義解説参照）